

＝千葉県庁生活協同組合 組合員ポイントカードの使用について＝

- このカードは、千葉県庁生活協同組合 組合員の方のみがご利用できるものとなっています。
- このカードはご本人のみがご利用できます。(お一人様 1枚までの発行となります。)
また、他人に貸与・譲渡することはできません。
- ご利用金額100円(税抜き)につき1ポイント貯まります。
- 累積ポイントの期限については、無期限とします。
- 現金でご清算の場合にポイントが付与されます。
注：互助会利用券、及び「生協(店舗・食堂)利用券」及び見積もり請求(掛売り)での
ご清算については、ポイント付与されません。
- 一部ポイント対象外となる商品がございます。
<ポイント対象外商品>
千葉県収入証紙、切手、印紙、回数券、テレフォンカード、たばこ等
- お支払いの際に「ポイントカード」のご提示がない場合、ポイントの後付はできませんので
ご注意ください。
- 委託店、即時指定店エリアの出展業者、生協まつり各種セール等での出展業者、出先特別
イベント時の指定店等でのご利用は、ポイントが付与されませんのでご注意ください。
※「生協(店舗・食堂)利用券」のご使用もできません。
- 300ポイント貯まると、300円分の「生協(店舗・食堂)利用券」をレジにて発券いた
します。次回の清算時にご使用下さい。
注：300ポイントごとに利用券が発券されるため、300ポイントに満たない場合(累
積ポイント299ポイント以下)の中途(100、200ポイント)での発券はできません
のでご注意ください。
注：「生協(店舗・食堂)利用券」のご使用期限は、発券後1年となっていますのでご注意
下さい。*有効期限は発券された「生協(店舗・食堂)利用券」をご確認ください。
- 「生協(店舗・食堂)利用券」の紛失についての再発行は行いませんのでご注意ください。
- 「ポイントカード」の再発行(バーコード読み取り不可も含む)については、再発行届の
ご提出が必要となりますので、県庁生協総務係にご連絡(TEL043-223-4605)いただくか、
HPにて用紙をダウンロードしご提出下さい。
※注 再発行後は以前ご利用されていたポイントカードは、ご使用できなくなりますので
ご注意ください。
- ポイントカードの紛失及び県庁生協を脱退される場合、残ポイントは破棄されますので
ご了承下さい。(バーコード読み取り不可の場合は除く)



ご利用可能な生協施設 <店舗、食堂>

中庁舎店舗	：千葉県庁	中庁舎地下	1階
南庁舎店舗	：千葉県庁	南庁舎	1階
君津店舗	：千葉県庁	君津合同庁舎	1階
印旛店舗	：千葉県庁	印旛合同庁舎	1階
香取店舗	：千葉県庁	香取合同庁舎	1階
中庁舎食堂	：千葉県庁	中庁舎地下	1階
カイルストン黎明	：千葉県庁	本庁舎	20階